

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年8月14日

京都市長 殿

提出者

住所 京都市下京区西七条南中野町8番地

氏名 医療法人 健康会 京都南病院

理事長 清水 聡

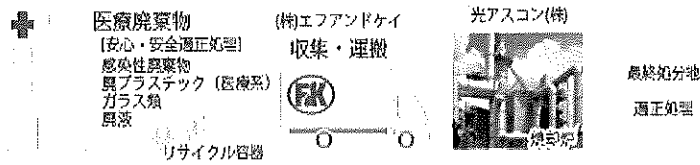
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 075-312-7361

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

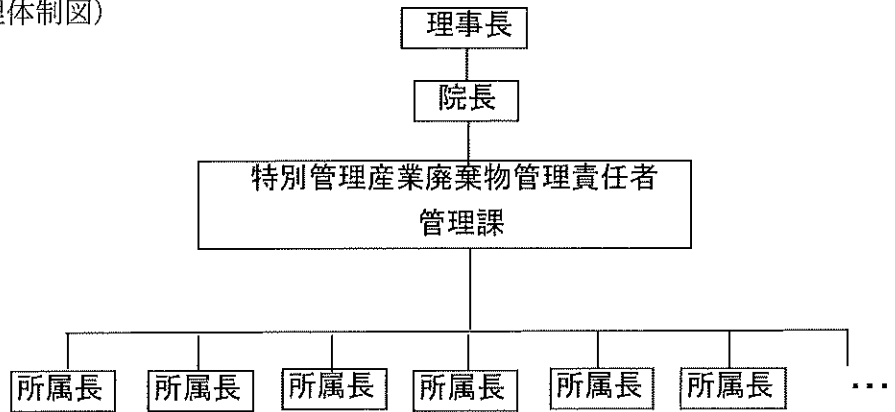
事業場の名称	医療法人 健康会 京都南病院
事業場の所在地	京都市下京区西七条南中野町8番地
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	199床 総合病院
③従業員数	300名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (2023 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	118 t	t
	(これまでに実施した取組) 院内の分別廃棄の徹底。 新型コロナウイルス感染予防が続いており 感染性廃棄物の排出の抑制は難しい。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	100 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特別管理産業廃棄物の中で感染性廃棄物を抑制する事は感染性の基準緩和にも繋がりがねず、危険性があり、僅かにでも血液等が付着した可能性のあるものは、全て感染性があるものとして処理しています。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙 廃棄物の分別方法 参照
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状に順ずる

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特別管理産業廃棄物の中で感染性廃棄物に関しての自己再生利用は原則できない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特別管理産業廃棄物の中で感染性廃棄物に関しての再生原材料の使用は医療の性質上、厳しい。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 自己処理はありません。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 現状に同じ			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定無し。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	118 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	118 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者と契約し、収集運搬→中間処分(クリーンセンターでの廃棄物焼却処分)→最終処分場の視察。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
	全処理委託量	100 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	100 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組) ディスポ以外の医療材料で、再生出来る材料は滅菌消毒をして使用する。 廃棄物の分別を再度徹底する。(職員教育も含めて分別意識を高める)</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	118 t	
	令和2年3月 電子マニフェスト導入		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

遊 歩 路 築 設 計 画 書 の 〔 集 計 用 シ ー ト 〕

下表に示す道路の特別管理資産施設物については、「特別管理資産施設物の種類」欄に、項目を記載してください。
 欠けが不足すれば、適宜追加してください。

道路等名称	区 別 別 数 計											
	歩 道			車 道			遊 歩 道			特 別 管 理 資 産 設 施 物		
	区 別	区 別	区 別	区 別	区 別	区 別	区 別	区 別	区 別	区 別	区 別	区 別
区 別 別 数 計	118	102										
歩 道	118	102										
車 道												
遊 歩 道												
特 別 管 理 資 産 設 施 物												
区 別 別 数 計	118	102										
歩 道	118	102										
車 道												
遊 歩 道												
特 別 管 理 資 産 設 施 物												
区 別 別 数 計	118	102										
歩 道	118	102										
車 道												
遊 歩 道												
特 別 管 理 資 産 設 施 物												
区 別 別 数 計	118	102										
歩 道	118	102										
車 道												
遊 歩 道												
特 別 管 理 資 産 設 施 物												
区 別 別 数 計	118	102										
歩 道	118	102										
車 道												
遊 歩 道												
特 別 管 理 資 産 設 施 物												
区 別 別 数 計	118	102										
歩 道	118	102										
車 道												
遊 歩 道												
特 別 管 理 資 産 設 施 物												
区 別 別 数 計	118	102										
歩 道	118	102										
車 道												
遊 歩 道												
特 別 管 理 資 産 設 施 物												
区 別 別 数 計	118	102										
歩 道	118	102										
車 道												
遊 歩 道												
特 別 管 理 資 産 設 施 物												
区 別 別 数 計	118	102										
歩 道	118	102										
車 道												
遊 歩 道												
特 別 管 理 資 産 設 施 物												
区 別 別 数 計	118	102										
歩 道	118	102										
車 道												
遊 歩 道												
特 別 管 理 資 産 設 施 物												

区別別数計欄に記入してください。また、特別管理資産施設物の種類も併記してください。

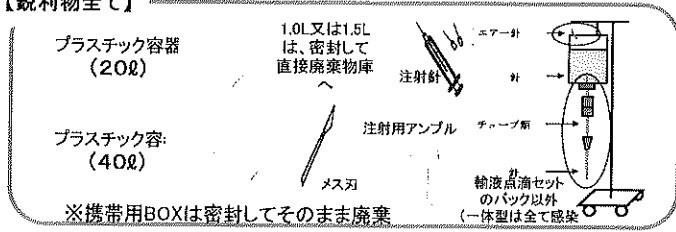
廃棄物の分別方法

2015.12
京都市南病院管理

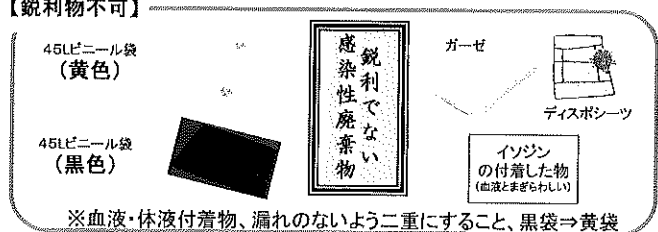
《感染性廃棄物》

※別紙感染性廃棄物の判断基準を参照

【鋭利物全て】

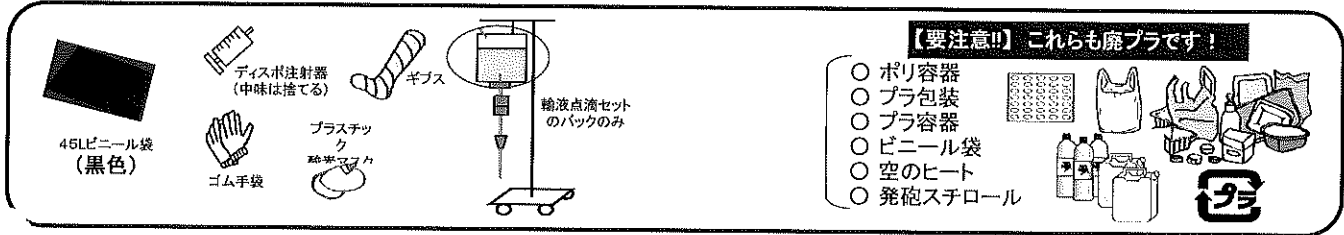


【鋭利物不可】



《廃プラスチック》

※輸液パック、ビニールチューブ、その他合成樹脂製品



《ガラス・びん類》

《資源ごみ》

※飲料用に限ります。それぞれ分別してください！



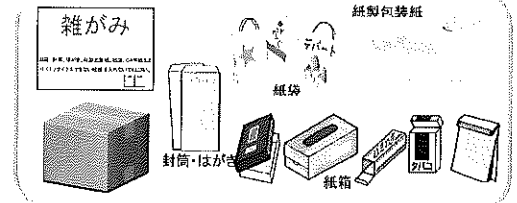
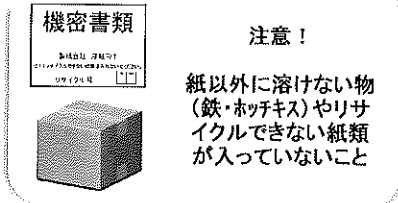
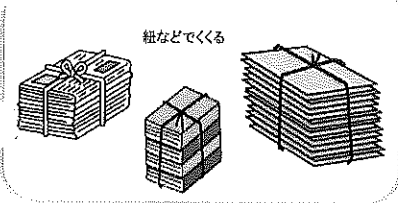
《雑がみ類》

※新聞・雑誌・ダンボール、機密書類、雑がみは、リサイクルが可能。

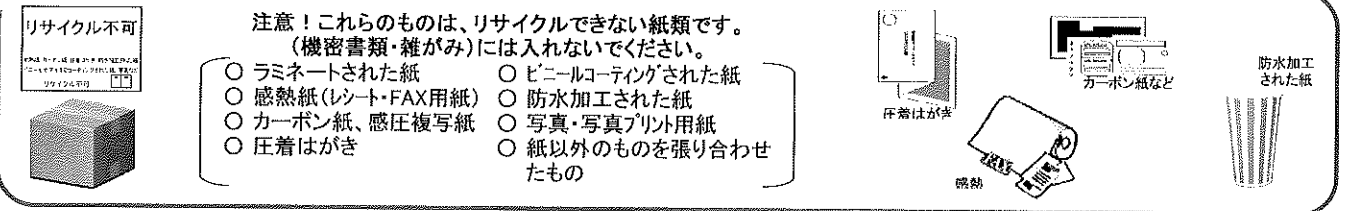
【新聞・雑誌・ダンボール】

【機密書類】

【雑がみ】



【リサイクル不可】



《一般廃棄物》

※燃えるゴミのみ。プラスチック類はダメ！

【汚れた紙・ティッシュ】

- お茶がら
- 汚れた紙
- 不衛生な紙
- 鉛筆けずりのかす
- 紙くず
- お弁当などの食品の食べ残し
- おむつ〔感染性を除く〕
- 掃除機のごみパック
- 落ち葉や枯れ枝

45Lビニール袋 (透明)

● お弁当の容器は、汚れていても廃プラへ!!

《その他廃棄物》

- 【蛍光灯など】 施設課へ
- 【乾電池・ボタン電池】 施設課へ
- 【家電・大型ごみなど】 産廃廃棄庫または施設課へ